

東京都渋滞対策推進会議設置要綱

令和4年3月29日付3都安総交第1252号

(目的)

第1 この要綱は、都内の主要渋滞箇所に対する渋滞対策の実施にあたり、関係部局及び機関が相互に協力するための組織の設置及び運営について、基本的な事項を定めることを目的とする。

(組織の名称及び所掌事務)

第2 この要綱において設置する組織を、東京都渋滞対策推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

2 推進会議は次の事項を協議し、関係部局及び機関における調整を図るものとする。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業の内容及び実施方法、並びに関係部局及び機関相互の連携方法等に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な推進を図るために必要な事項

(組織構成)

第3 推進会議は、別表1に掲げる職にある者を委員として構成する。

2 委員の任期は、この要綱施行の日から第2の2に定める所掌事務が終了する日までの間とする。ただし、人事異動等に伴う後任の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

3 推進会議に会長を置き、生活文化スポーツ局生活安全担当局長の職にある者をもって充てる。

4 会長は推進会議を代表し、会務を主宰する。

5 推進会議に副会長を置き、生活文化スポーツ局都民安全推進部長の職にある者をもって充てる。

6 副会長は、会長を補佐する。

7 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

8 会長において必要と認めるときは、別表1に掲げる職にある者以外の者を推進会議の委員とすることができる。

(会議運営)

第4 推進会議は必要に応じて会長が招集するものとし、会長を議長とする。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(幹事会)

第5 第2の2に定める所掌事務を補佐するため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者を幹事として構成する。
- 3 幹事会に座長を置き、生活文化スポーツ局都民安全推進部交通安全担当課長の職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、幹事会を主宰する。
- 5 第3の2及び第4の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「会長」とあるものは「座長」に、「委員」とあるものは「幹事」として読み替えるものとする。
- 6 幹事会において必要と認めるときは、別表2に掲げる職にある者以外の者を幹事会の幹事とすることができる。
- 7 幹事会において必要と認めるときは、幹事以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 8 幹事会において、その円滑な運営のため必要と認めるときは、幹事または外部の関係者との間において別途協議し、調整する場を設けることができる。

(庶務)

第6 推進会議及び幹事会の庶務は、生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮った上、別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 推進会議委員

所 属	役 職	
生活文化スポーツ局	生活安全担当局長	会長
	都民安全推進部長	副会長
政策企画局	技術政策担当部長	
都市整備局	交通政策担当部長	
環境局	環境改善部長	
建設局	道路保全担当部長	
警視庁	交通部 交通規制課長	
	交通部 交通管制課長	
	交通部 駐車対策課長	
国土交通省	東京国道事務所長	

別表 2 幹事会幹事

所 属	役 職		
生活文化スポーツ局	都民安全推進部	交通安全担当課長	座長
		連携担当課長	
		違法駐車対策担当課長	
		交通安全対策担当課長	
政策企画局	政策部	技術政策担当課長	
都市整備局	都市基盤部	交通計画調整担当課長	
環境局	環境改善部	自動車環境課長	
建設局	道路管理部	安全施設課長	
警視庁交通部	交通総務課	管理官	
	交通規制課	都市交通管理室長	
	交通管制課	管理官	
	駐車対策課	管理官	
国土交通省	東京国道事務所	交通対策課長	